

令和2年4月1日

スポーツ用具貸出について

1 貸出物品

「スポーツ用具貸出一覧表」のとおり

2 貸出対象

- (1) 県内に住所を有する団体・個人
- (2) 県内で活動(使用)する団体・個人
- (3) 営利目的ではない活動を行う団体・個人

3 借用申込について

借用希望日の1週間前までに、電話または運動公園事務所窓口で申し込むこと。

4 貸出・返却時間について

9:00～16:30の間とする。

5 借用期間について

原則、1週間以内とする。

6 貸出料

無償で貸し出すものとする。

7 その他

- (1) 返却する際は、最初に借用したときと同じ状態で返却するものとする。
- (2) 用具の使用に際しては、本来の正しい使用方法に従って使用するものとする。万が一、破損・欠損・汚損等があった場合は、必ず報告すること。